

令和6年7月11日	令和6年度 第1回 大分支部評議会	資料2
-----------	-------------------	-----

2023年度(令和5年度)大分支部事業報告について

全国健康保険協会 大分支部

2023年度（令和5年度）K P I 達成状況について（一覧）

1.基盤的保険者機能関係

施策	2023（R5）年度 KPI	【参考】 2022（R4） 年度実績	2023（R5） 年度実績	達成状況	担当 グループ	掲載 ページ
(1) サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100%	100%	達成	業務	P4
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。	92.8%	91.2%	未達成	業務	P4
(2) 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。	91.1%	93.8%	未達成	業務	P5
(3) 柔道制服施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。	0.50%	0.52%	未達成	業務	P6
(4) 効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。	0.314%	0.425%	達成	レセプト	P7
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。	8,544円	10,075円	達成	レセプト	P7
(5) 返納金債権の発生防止のため保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。	91.85%	89.24%	未達成	レセプト	P8
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。	67.88%	60.97%	未達成	レセプト	P9

2.戦略的保険者機能関係

施策	2023（R5）年度 KPI	【参考】 2022（R4） 年度実績	2023（R5） 年度実績	達成状況	担当 グループ	掲載 ページ
(1) 特定健診実施率・ 事業者健診データ取得率 等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を 72.0%以上 とする	70.0%	72.5%	達成	保健	P10
	②事業者健診データ取得率を 12.7%以上 とする	11.1%	9.7%	未達成	保健	P10
	③被扶養者の特定健診受診率を 33.6%以上 とする	31.9%	30.5%	未達成	保健	P10
(2) 特定保健指導の実施率 及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を 33.8%以上 とする	29.5%	31.4%	未達成	保健	P11
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.9%以上 とする	32.7%	23.5%	未達成	保健	P11
(3) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上 とする	7.8%	8.5%	未達成	保健	P12
(4) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 2,230事業所以上 とする	2,114 事業所	2,259 事業所	達成	企画 総務	P13
(5) 広報活動や健康保険 委員を通じた加入者等の 理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事 業所の被保険者数の割合を 54.1%以上 とする	54.2%	56.4%	達成	企画 総務	P14 P15
(6) ジェネリック医薬品の 使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 対前年度以 上 とする	81.5%	83.6%	達成	企画 総務	P16
(7) 医療提供体制に係る 意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療 構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等 を活用した効果的な 意見発信を実施する	2件実施	1件	達成	企画 総務	P17

3.組織・運営体制関係

施策	2023（R5）年度 KPI	【参考】 2022（R4） 年度実績	2023（R5）年 度実績	達成状況	担当 グループ	掲載 ページ
（１）費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20%以下とする。	0%	0%	達成	企画 総務	P18

2023年度（令和5年度）事業報告について

1.基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
①サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100%	達成	100%
②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。	91.2%	未達成	対前年度以上

■2023（R5）年度の主な取組み

①現金給付の申請受付から支給までの標準期間の遵守

令和5年1月に新システムが導入され、自動審査などの新機能を活用した効率的な事務処理が実施できている。サービススタンダード（10日間）を遵守するだけでなく、平均所要日数が「7.61日」（令和4年度実績）から「5.75日」に短縮しており、速やかな支給を実現できた。

※令和4年度は新型コロナウイルスによる傷病手当金の急増による影響があり

②郵送化率の向上

事業主や健康保険委員などに対して、郵送促進の広報を定期的に実施した。また、退職者の多い年度末には、退職後の健康保険制度の案内と「任意継続被保険者 取得申出書」をセットにした「任継セット」を配布したり、限度額認定申請書の郵送化促進のための医療機関訪問などを実施したが、新型コロナウイルスによる行動制限が解除された影響による、郵送化率の低下に歯止めをかけられなかった。

■2024（R6）年度の計画

①現金給付の申請受付から支給までの標準期間の遵守

引続き、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守していく。また、自動審査を更に活用した事務処理（自動審査率の向上）による、平均所要日数の更なる短縮に取り組む。

②郵送化率の向上

事業主や健康保険委員などに対して、郵送促進の広報を計画的に実施する。また、来訪者へのアンケートを実施し、加入者が窓口に来訪する要因を特定したり、申請書ごとの郵送化率を分析することで、より効果的な広報を効率的に実現していく。

(2) 被扶養者資格の再確認の徹底

保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的に、事業主に対して被扶養者状況リストを送付し、被扶養者資格の再確認を行う。

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。	93.8%	未達成	2024年度よりKPI設定なし

■2023（R5）年度の主な取組み

①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施

被扶養者の「同居」「別居」の情報などをマイナンバーから収集し、事業所に配布した確認対象者欄に表記することで、必要となる添付書類を明確にするなどの取組みを行なった。

②未提出事業所への勧奨

1月に、本部主導で文書勧奨を実施した。また、1月及び3月には、支部独自の文書催告を小規模事業所宛に実施した。FAXでの回答を可能とすることで、事業所の負担軽減を図るとともに、限られた人員での効果的な催告を実現できた。

③未送達事業所の所在地調査

年金事務所への状況照会や事業主と直接コンタクトを取るなどして、確実な送達を行なった。

■2024（R6）年度の計画

①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施

マイナンバーから収集した情報を活用し、事業所の負担軽減に配慮した被扶養者資格再確認を実施する。

②未提出事業所への勧奨

未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収する。

③未送達事業所の所在地調査

年金事務所への状況照会や事業主と直接コンタクトを取るなどして、確実な送達に取り組む。

(3) 現金給付の適正化の推進

柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度（0.50%）以下とする。	0.52%	未達成	2024年度よりKPI設定なし

■2023（R5）年度の主な取組み

①患者照会の実施

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を実施した。

②施術所に対する文書照会の強化

対象となり得る施術所に対しては、面接確認の実施や候補にしたため、個別の文書照会は行なっていない。

③柔整審査会における面接確認

2回実施（7月、2月）

④適正受診の啓発

柔整審査員会の審査委員との情報共有を充実させることで、審査委員が所属する団体における、自主的な給付適正化の取組みを推進した。

⑤厚生局への情報提供（不正請求）

厚生局に情報提供すべき不正請求の事案はなかった。

■2024（R6）年度の計画

①患者照会の実施

引き続き、多部位かつ頻回の申請や「部位ころがし」などの過剰受診について、加入者に対する文書照会により、適正受診の啓発を行う。

②施術所に対する文書照会の強化

審査の中で文書照会の対象となる施術所が判明した時は、適宜、文書照会を実施する。

③柔整審査会における面接確認

文書照会の回答内容に疑義が生じた時は、適宜、面接確認を実施する。また、国民健康保険と連携し、相互乗り入れ方式により開催を引続き行う。

④適正受診の啓発

引き続き、柔整審査員会の審査委員との情報共有を充実させることで柔整団体での自主的な給付適正化の取組みを促進する。

⑤厚生局への情報提供（不正請求）

柔整審査会や面接確認委員会において確認した不正疑い事案については、逐次厚生局へ情報提供することで給付の適正化を取組む。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

医療費適正化を図るため、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づく効果的な内容点検により、点検実績の向上を図り中長期的には全国中位を目指す。また、事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。

2023 (R5) 年度 KPI	実績	達成状況	2024 (R6) 年度 KPI
①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度(0.314%)以上とする。	0.425%	達成	協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度(8,544円)以上とする。	10,075円	達成	対前年度以上

■2023 (R5) 年度の主な取組み

①レセプト行動計画の実施

＜自動点検マスタメンテナンスの実施＞

毎月打ち合わせ会を開催しメンテナンスを実施した。また、他支部マスタの試行等により自動点検マスタの精度向上を図った。

＜点検員のスキルアップ＞

毎月支部内勉強会を実施。また、他支部との意見交換会等（熊本支部（ZOOM）_医科：5月、熊本支部・宮崎支部（ZOOM）_歯科：6月、大阪支部（ZOOM）_医科：8月、九州ブロック_歯科合同研修会：1月）を実施。

外部講師による研修会については、医科1回（1月）、歯科1回（2月）、調剤1回（3月）開催した。

②社会保険診療報酬支払基金との連携強化

社会保険診療報酬支払基金との定例協議及び査定率向上検討会議を毎月実施し、支払基金における審査基準の標準化を図った。

③資格点検・外傷点検業務の推進

本部より示された事務処理手順書に基づき毎月計画的に実施した。

■医療機関照会実施件数：1,047件

■負傷原因照会実施件数：5,421件

■2024 (R6) 年度の計画

①レセプト行動計画の実施

＜自動点検マスタメンテナンスの実施＞

毎月打ち合わせを開催し、定期的に自動点検マスタ等のメンテナンスを行う。また、自支部の再審査結果や他支部の査定事例を検証し、効果的な事例を自動点検マスタに反映させ、自動点検効果の向上を図る。

＜点検員のスキルアップ＞

点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修や他支部点検員との意見交換会等により情報共有を行い、高点数レセプトの点検知識の強化を図る。

毎月勉強会を実施し、点検実績の高い点検員から他の点検員に対して点検のスキルを共有し、点検員全体のスキルアップを図る。

②社会保険診療報酬支払基金との連携強化

社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や保険請求適正化推進会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の標準化及び審査精度向上への意見発信を行う。

③資格点検・外傷点検業務の推進

点検事務手順書に沿って計画的に実施し、的確な点検をする。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

①保険証回収強化

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（91.85%）以上とする。	89.24%	未達成	対前年度以上

■2023（R5）年度の主な取組み

①保険証未返納者への文書催告

日本年金機構の資格喪失処理後7営業日以内に保険証返納催告を実施した。

■年間催告件数：14,346件

②保険証未返納者への電話催告

日本年金機構から送付されてくる回収不能届により電話催告を行った。

■年間実施件数：338件

任意継続未返納者に対して電話催告を行った。

■年間実施件数：1,167件

③保険証未返納事業所への文書送付

i) 未返納者がいる事業所へ保険証返納協力依頼文書を送付した。

■年間送付事業所数：5,637事業所（7,600件分）

ii) 未返納者が特に多い事業所へは、i) とは別に保険証返納協力依頼文書を送付した。

■送付事業所数 9月：90事業所 3月：57事業所

④事業主や健康保険委員等を対象とした説明会での保険証回収に対する意識啓発／広報誌、ホームページ等による周知

社会保険事務説明会等において、保険証早期回収の協力依頼を行った。また、広報誌、ホームページ等でも保険証早期回収について周知を行った。

⑤社会保険労務士会との連携

社会保険労務士会との事務打合わせ会議を開催し、保険証早期回収の協力依頼及び会員への周知依頼を行った。（7月、2月）

■2024（R6）年度の計画

①保険証未返納者への文書催告

日本年金機構の資格喪失処理後7営業日以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

②保険証未返納者への電話催告

被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後速やかに実施し、1週間後に2次電話催告を実施する。

③保険証未返納事業所への文書送付

未返納者には保険証返納の文書催告を行うと共に、その事業所にも保険証返納協力依頼文書を送付する。また、未返納者が特に多い事業所には、改めての文書送付や電話等による協力依頼を実施する。

④事業主や健康保険委員等を対象とした説明会での保険証回収に対する意識啓発／広報誌、ホームページ等による周知

事業主や健康保険委員等に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。

⑤社会保険労務士会との連携

社会保険労務士会と連携して、保険証の早期回収に向けた事業主および加入者への周知・広報を行う。

②債権回収業務の推進

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度（67.88%）以上とする。	60.97%	未達成	返納金債権（診療報酬返納金〔不当請求〕を除く）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする。

■2023（R5）年度の主な取組み

①電話催告の実施

現年度債権を中心に実施。初回通知発送時等に架電を行い、早期納入を促した。

■年間実施件数：3,434件

②文書催告の実施

現年度及び過年度債権に対し、定期的に文書催告を行った。

■年間実施件数 現年度：1,870件 過年度：2,325件

③確実な債権回収

保険者間調整、弁護士名催告、最終催告及び法的手続きを積極的に行った。

■年間実施件数 保険者間調整：220件 弁護士名催告：485件
最終催告：4件 法的手続：3件

④債権管理進捗会議の開催

毎月定期的に開催し、高額債務者への対応等、今後の方針等について協議を行った。

⑤求償事務担当と連携した催告

交通事故等が原因による損害賠償債権は、損害保険会社等に対して早期に求償を行った。

■年間実施件数：364件

■2024（R6）年度の計画

①電話催告の実施

返納金債権の回収率向上のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。

②文書催告の実施

文書催告を毎月計画的に実施する。また、住所不明者は定期的に住所調査を行い、判明次第速やかに催告を行う。

③確実な債権回収

確実な回収強化のため、保険者間調整、弁護士名催告、最終催告および法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

④債権管理進捗会議の開催

債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図る。

⑤求償事務担当と連携した催告

交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

⑥担当職員の知識およびスキルの向上

債権担当職員のスキルアップおよび債権回収をより円滑に実施するため、本部等で開催される研修等に積極的に参加する。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

(生活習慣病予防健診関係・事業者健診データ取得関係・被扶養者特定健診関係)

2023 (R5) 年度 KPI	実績	達成状況	2024 (R6) 年度 KPI
①生活習慣病予防健診実施率を72.0%以上とする。	72.5%	達成	68.9%以上
②事業者健診データ取得率を12.7%以上とする。	9.7%	未達成	11.4%以上
③被扶養者の特定健診受診率を33.6%以上とする。	30.5%	未達成	34.2%以上

■2023 (R5) 年度の主な取組み

①生活習慣病予防健診

- ＜健診受診率に影響がある事業所への受診勧奨の取組＞
2年連続受診率が50%未満の事業者や受診率の低い業種から勧奨事業所を抽出し、電話や訪問による受診勧奨を実施（21事業所実施）
- ＜被保険者へ休日集団健診の取組＞
5人未満の事業所で健診を受診されていない加入者に対し、大分市他7市の会場で集団健診を実施
- ＜新規適用事業所への電話勧奨＞
生活習慣病予防健診の案内を送付した新規適用事業所のうち、健診対象者が2名以上の事業所へ電話による勧奨を実施した。
(2023年度は731事業所中205事業所受診)

②事業者健診データ取得

- ＜大分労働局及び大分県との連名による案内文書送付＞
三者連名による勧奨文書を発送。勧奨文書発送後に委託業者によるデータ提供勧奨を実施した。
(2023年度は1,365事業所へ送付し、452事業所より同意書を取得)

③被扶養者特定健診

- ＜市町村が行うがん検診と特定健診の同時実施＞
大分市、別府市、佐伯市でがん検診と特定健診を同時実施
- ＜協会主催の集団健診実施＞
大分市、別府市、中津市、豊後大野市、日田市、宇佐市、佐伯市で実施
(約6万人(延べ)へ案内を送付し、約2,214人が受診。受診率約3.6%)

■2024 (R6) 年度の計画

①生活習慣病予防健診

- ・契約健診機関と受診者数に関する目標設定を行った上で、健診機関からの事業所への文書、電話による受診勧奨を実施する。
- ・健診受診率向上に寄与度が高い業態別を優先し、受診勧奨を実施する。
- ・新規適用事業所へ健診案内を送付後、電話勧奨を実施する。
- ・被保険者（本人）と被扶養者（家族）がセットで受診できる休日集団健診を実施する。
- ・関係団体等と連携し、付加健診の年齢対象拡大についての広報を機関誌や会議等を通じて行う。

②事業者健診データ取得

- ・健診受診率向上に寄与度が高い業態別を優先し、受診勧奨を実施する。
- ・大分労働局及び大分県との連名による依頼文書送付。
- ・外部委託業者との定例会を実施し、勧奨業務・データ取得状況の進捗管理を徹底する。

③被扶養者特定健診

- ・市町村が行うがん検診と特定健診を同時実施するため、自治体及び健診機関等との情報共有及び連携を強化する。
- ・協会主催の集団健診を実施する際は、オプション健診をセットし健診内容を充実させ、特定健診実施率の向上を図る。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

2023 (R5) 年度 KPI	実績	達成状況	2024 (R6) 年度 KPI
①被保険者の特定保健指導の実施率を33.8%以上とする。	31.4%	未達成	33.8%以上
②被扶養者の特定保健指導の実施率を25.9%以上とする。	23.5%	未達成	37.3%以上

■2023 (R5) 年度の主な取組み

①被保険者の健診機関での健診受診当日の保健指導の促進

実施結果：健診当日の初回面談の推進に向け、委託健診機関（12機関）へ訪問。ヒアリングを実施し健診受診当日の特定保健指導促進の働きかけを実施。

②特定保健指導における初回遠隔面談の推進

実施結果：特定保健指導案内文書を送付する際に遠隔面談実施に関するチラシを同封した。

※ICT初回面談実施件数：R5年度 581件

③被扶養者の特定保健指導の推進

実施結果：協会主催の集団健診（大分市、別府市、日田市、豊後大野市、宇佐市、佐伯市）における当日保健指導の実施。

※実施評価人数：179人

④特定保健指導受入れ事業所の拡大

実施結果：特定保健指導の実施率の低い事業所等の中から特に必要と思われる事業所を選定し、訪問、電話勧奨を実施。

※勧奨事業所：22社

■2024 (R6) 年度の計画

①被保険者の健診機関での健診受診当日の保健指導の促進

初回面談率が低い健診機関を優先訪問し、他機関の好事例等を提供することで、健診当日の特定保健指導の促進を働き掛ける。

②ニーズに応じた特定保健指導の実施

事業所や特定保健指導対象者の多様なニーズに対応するため、支部保健師による保健指導のほかに、専門機関等（外部委託）による特定保健指導を展開する。

（ICT〈ZOOM等〉を活用した遠隔面談の実施等）

③被扶養者の特定保健指導の推進

支部主催集団健診等での健診当日の特定保健指導を実施する。

④特定保健指導受入れ事業所の拡大

特定保健指導の実施率向上の寄与度が高い業態別を優先し、受入れ勧奨を実施する。

(3) 重症化予防対策の推進

未治療者に対する受診勧奨及び糖尿病性腎症に係る重症化予防事業を推進する。

2023 (R5) 年度 KPI	実績	達成状況	2024 (R6) 年度 KPI
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。	8.5%	未達成	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。

■ 2023 (R5) 年度の主な取り組み

① 未受診者への早期医療機関受診勧奨

・ 35歳以上75歳未満の健診受診者のうち要医療と判定された対象者に対し、早期医療機関受診へ促す、効果的な文書勧奨及び電話勧奨を実施した。

※文書勧奨対象者：3,545人（うち496人に対して電話勧奨実施）

② 要精密・要治療者に係る健診機関及び事業主との連携強化

■ 実施結果（11健診機関）

健診当日に要治療・要精密者と診断された対象者へ医療機関の受診同意取得を実施。※50名同意取得

■ 実施結果（事業所）

被保険者が5名以上10名以下の事業所のうち健診受診率40%以上の2,491事業所へ医療機関受診の協力依頼およびアンケートを実施。

※回答件数：968事業所（回答率：38.9%）

③ 慢性腎臓病の重症化予防

■ 実施結果：糖尿病性腎症2期、3期に該当と思われる対象者に文書、電話勧奨を実施。※勧奨対象者：236人（うち保健指導実施者数：41人）

■ 2024 (R6) 年度の計画

① 未受診者への医療機関受診勧奨

・ 糖尿病の医療費が高い傾向のある年齢層（35歳～49歳）を優先し、一次文書勧奨後、（本部送付）支部独自の文書勧奨及び電話による受診勧奨を実施する。

② 要精密・要治療者に係る健診機関及び事業主との連携強化

・ 健診機関において、健診当日に要精密・要治療と診断された方へ医療機関受診の勧奨を実施する。
・ 事業所に対し医療機関への早期受診の重要性について働きかけを実施する。

③ 慢性腎臓病の重症化予防

・ 大分市と連携したCKD（慢性腎臓病）対策の推進を実施する。

④ 重症化予防事業に係る関係機関との連携強化

・ 関係機関等と連携して重症化予防事業の推進を実施する。

(4) 健康経営（コラボヘルスの推進）

一社一健康宣言事業を展開し、健康経営を推進する。

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
健康宣言事業所数を2,230事業所以上とする。	2,259事業所	達成	2,360事業所

■ 2023（R5）年度の主な取組み

① 宣言事業所拡大に向けた取り組み

未宣言事業所へ簡易版の事業所健康診断シートを送付し、エントリー勧奨を実施。併せてトップセールス（支部長訪問）による事業所訪問等を実施

■ 宣言事業所数（令和6年3月末）：2,259事業所 新規エントリー183件

② 健康宣言項目の標準化への取り組み

宣言内容項目の標準化（※）を進めるため文書・トップセールス・（支部長訪問）・電話による勧奨を実施。※健診・特定保健指導の目標値の設定など

■ 標準化された宣言事業所数（令和6年3月末）：1,915社（標準化率84.8%）

令和5年度に新たに標準化した宣言事業所数 530社

③ 宣言事業所のサポートの実施

・健康経営を始める上でのスタート支援・県の健康経営事業所認定をサポートする認定支援・事業所のニーズに応じた健康講話の実施

■ 実施結果 27事業所をサポート

- ・最新の事業所健康診断シートを配布
- ・経済産業省優良法人制度サポートセミナーをアクサ生命と共催
- ・専用広報誌「一社一健康だより」で、他社の好事例取組を紹介
- ・健康情報誌「四季の報」を送付し、各種健康情報を提供
- ・県健康経営認定事業所一覧ポスターの作成及び配布

④ その他

関係機関と連携して事業を推進（県・経済団体・社労士会・大分銀行・生命保険会社等）

■ 2024（R6）年度の計画

【一社一健康宣言関係】

① 宣言事業所拡大に向けた取り組み

文書勧奨を基本に、トップセールス並びに電話勧奨を行い効果的な勧奨を継続する。

② 健康宣言項目の標準化への取り組み

令和7年度の完全標準化に向け、文書勧奨を基本に、トップセールス並びに電話勧奨を行い効果的な勧奨を継続する。

③ 宣言事業所へのサポートの実施

- ・令和5年度に実施したサポート内容を継続。
- ・宣言事業所の健康づくりをより一層の推進を図るため、新たに健康機器（血管年齢測定器・骨健康度測定器）レンタルを開始（9月開始予定）

④ その他

関係機関との連携を強化し事業を推進する。

【総合工事業への喫煙対策】（保険者機能強化予算「特別枠」で実施）

- ・令和5年度業態別医療費分析の結果を受け、総合工事業約2,000社に禁煙サポートの案内を実施（ポスター・リーフレットの提供、県の禁煙サポート事業の案内、出張講座及びDVDの貸出案内）
- ・大分県建設業協会との連携による広報及び業界新聞を活用した広報を実施

(5) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者の理解促進

- ・ 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報
- ・ 医療費適正化に向けた広報
- ・ 健康保険委員に対する広報委嘱拡大（KPI）
- ・ 支部ホームページとメールマガジンの充実
- ・ 自治体や関係団体との連携による広報

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.1%以上とする。	56.4%	達成	1.全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする。 2.健康保険委員の移植事業所数を <u>対前年度以上</u> とする。

■ 2023（R5）年度の主な取組み

①メールマガジンによる広報活動

制度内容や健康コラムなどの情報を毎月1回配信（3/22 3,269件配信）
※前年度末比+218件

②医療費適正化に向けた広報事業

- 新生児の保護者を対象とした適正受診啓発冊子の送付（2,010件）
- 70歳以上加入者の適正受診、制度周知を目的としたお薬手帳ケース等の送付（3,242件）
- 新入社員とその事業主に対し、保険制度と医療費適正化周知を目的とした冊子の送付（1,442事業所、3,785名分）
- SNSを活用した医療費適正化広報の実施
 - 糖尿病予防啓発動画（6本）
〈合計視聴回数〉YouTube：1,506,731回 Instagram：328,995回
 - 健診後の行動啓発動画（2本）
〈合計視聴回数〉YouTube：96,318回
Instagram・facebook：58,202回

■ 2024（R6）年度の計画

①メールマガジンによる広報活動

事業所訪問、一社一健康宣言勧奨、健康保険委員勧奨等の機械を活用し、メルマガ登録件数増を目指す。必要に応じて臨時号を発刊し、制度改正などのタイムリーな情報を登録者に届ける。

②医療費適正化に向けた広報事業

- 新生児の保護者向け通知事業、70歳以上加入者向け通知事業、新入社員向け通知事業は継続する。
- 令和5年度作成の動画を活用し、引き続き「糖尿病予防啓発」及び「健診後の行動啓発」をSNSで発信する。

■2023（R5）年度の主な取組み

③健康保険委員に対する広報・委嘱拡大（KPI）

- 健康保険委員委嘱数3,479名（3月末時点）
被保険者カバー率：56.43% 令和5年度新規委嘱者数：353名
- 健康保険委員活動の活性化のための事業
〈協会けんぽGUIDEBOOK配布（6月）、オンライン研修会の実施（11月：328件申込）、委員表彰（11月）、情報提供誌送付（年4回）〉

④健康教育への取組

- 新入社員向け出張講座：19事業所
- 高校生向け健康授業：1校
- 親子参加型食育イベント：別府市 1回（13組参加）

⑤その他

- 自治体や関係団体と連携した広報（主な連携先）
 - ・大分県（国保医療課・健康づくり支援課・薬務室・各保健所等）
 - ・経済団体（商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会）
 - ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会
 - ・大分県社会保険労務士会
 - ・大分労働局
 - ・大分県保険者協議会
- 保険料納入告知書同封チラシによる広報（毎月約25,000社へ配布）

■2024（R6）年度の計画

③健康保険委員に対する広報・委嘱拡大（KPI）

- 文書及びトップセールス（支部長訪問）による勧奨を実施
- 情報提供誌「けんぽ委員だより」の送付（年4回発行）
- オンライン研修会の開催（11月：メンタルヘルス対策セミナー予定）
- 最新版の「協会けんぽGUIDEBOOK」を配布（2月予定）

④健康教育への取組

- 新入社員向け出張講座の継続
- 健康授業は対象を高校生・専門学校生・大学生に拡大して実施
- 健康イベントは昨年度の別府市に加え、他の市町村（保健所）と連携も検討

⑤その他

- 自治体や関係団体と連携した広報
自治体や関係団体との顔の見える地域ネットワークを深化させ、効率的かつ効果的な広報を展開する。
- マイナンバーに関する周知
令和6年12月2日の保険証新規発行廃止を踏まえ、マイナ保険証の利用促進や保険証の廃止後の取り扱いについて広報を実施する。

(6) ジェネリック医薬品の使用促進

2023 (R5) 年度 KPI	実績	達成状況	2024 (R6) 年度 KPI
協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を対前年度 (81.5%) 以上とする。	83.6%	達成	対前年度以上

■ 2023 (R5) 年度の主な取り組み

① ジェネリック医薬品使用促進ツールの活用

ジェネリック医薬品の使用状況について、県平均との比較などができる見える化ツールを医療機関及び調剤薬局へ送付。

■ 令和5年7月

(医療機関648件 調剤薬局541件 小規模系列薬局経営者22件)

② 事業所への使用促進の協力依頼

大規模事業所へのトップセールス（支部長訪問）により、ジェネリック医薬品の使用促進にかかる協力依頼を実施。

■ 11社訪問 + 4社電話による依頼

③ 大分県薬剤師会との連携

県内の会員調剤薬局にジェネリック医薬品希望シールを配布

■ 令和5年7月（会員薬局560件）

④ 大分県薬務室との連携

■ 健康保険委員向け研修会において、県薬務室より講師を招きジェネリック医薬品使用促進にかかる講義を実施。

■ バイオシミラー（バイオ後続品）使用状況にかかる情報提供

■ 後発医薬品安心使用促進協議会における情報発信（書面開催）

⑤ その他

■ 大分トリニータマスケット「ニータン」と連携したジェネリック希望シールを活用した広報や、トリニータの情報誌への記事掲載

■ 各種通知事業及び研修会・イベント等での使用促進広報
(ジェネリック医薬品希望シールの配布)

■ 2024 (R6) 年度の計画

① ジェネリック医薬品使用促進ツールの活用

ジェネリック医薬品の使用状況について、県平均との比較などができる見える化ツールを医療機関及び調剤薬局へ送付。

② 事業所への使用促進の協力依頼

一社一健康宣言の推進やインセンティブ制度の周知などと併せ、トップセールス（支部長訪問）により事業所を訪問し、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施する。

(影響度の大きい事業所を10社選定し訪問予定)

③ 大分県薬剤師会との連携

引き続き大分県薬剤師会へ依頼を行い、会員薬局へのジェネリック医薬品希望シールを配布する。

④ 大分県薬務室との連携

バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針を踏まえ、今後の取組等に関する検討を行う。

⑤ その他

■ 大分トリニータとの連携の継続

■ 各種通知事業及び研修会・イベント等での使用促進広報
(ジェネリック医薬品希望シールの配布)

(7) 医療提供体制に係る意見発信

- ・医療費データ等の分析
- ・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
- ・医療提供体制に係る意見発信（KPI）
- ・上手な医療のかかり方に係る働きかけ

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	1件	達成	令和6年度よりKPI設定なし

■2023（R5）年度の主な取組み

①医療費データ等の分析

業態別医療費分析を実施（令和5年7月評議会で説明）
分析結果より、令和6年度事業に反映させた。
■総合工事業に対する喫煙対策事業（P13参照）

②医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

第8次大分県医療計画及び第4期大分県医療費適正化計画の策定（県が策定）にあたり、「健康経営の一層の推進」や「ジェネリック医薬品の使用促進」に向けた意見発信、「医療資源の効果的・効率的な活用」に関する情報提供等について保険者業議会を通じて実施した。

②医療提供体制に係る意見発信（KPI）

6地域（2次医療圏）の地域医療構想調整会議に出席
中医協等の資料データに基づき意見発信を実施（1件）

③上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- SNSを活用した医療費適正化広報の実施（P14参照）
- 新生児の保護者への乳幼児医療に関する冊子送付（P14参照）
- 「時間外受診・はしご受診の問題点」に関する広報実施（加入事業所向け広報誌に掲載）
- ジェネリック医薬品使用促進に関する取り組み（P16参照）

■2024（R6）年度の計画

①医療費データ等の分析

令和4年度に行った大分支部の糖尿病に関する医療費分析について、直近のデータを用いた分析の継続及び大分県内の地域差等について深堀分析を行う。

②医療計画及び医療費適正化に係る意見発信

取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データ等の分析結果を活用し、保険者協議会を通じて積極的に意見発信を行う。

③医療提供体制に係る意見発信

県から提供される資料等を基に、支部内で事前打ち合わせを行い、大分支部としての統一意見を持って、各地域医療構想調整会議に出席する。

④上手な医療のかかり方に係る働きかけ

かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み等についてSNS等の媒体も活用し加入者への周知啓発を行う。

3.組織・運営体制関係

(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

協会の事業が保険料と税で実施されていることを踏まえ、費用対効果を踏まえた調達を実施する。

2023（R5）年度 KPI	実績	達成状況	2024（R6）年度 KPI
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。	0%	達成	15%以下

■2023（R5）年度の主な取組み

①一般競争入札の実施

調達における競争性を高めるため、原則、一般競争入札による調達を実施。公告後は、参加が予想される業者等に対し、広く声掛けを行った。また、業者が参加しやすいよう十分な公告期間の設定し、履行期間についても十分確保するなど環境整備に努めた。

■実施結果：一般競争入札9件中、一者応札案件0件

一般競争入札により調達した内容（案件名、落札業者名、契約金額等）については、大分支部ホームページ内に掲載

■2024（R6）年度の計画

①一般競争入札の実施

・調達を行ううえでは、事前に複数社から見積もりを徴取し、適正な予算額及び調達見込み額を設定する。

・公告（ホームページ掲載）だけでは、応札に繋がらないため、請負が可能な業者を調査・リストアップし、入札参加の声掛けを積極的に実施していく。

・応札が少ない入札案件については、必要に応じて、入札に参加しなかった業者へのヒアリング等を行い、仕様書の見直し等、改善に努める。

